

令和5年度 和歌山県 認知症介護基礎研修（eラーニング）
実施要項

1 目的

認知症介護に携わる者が、認知症の人や家族の視点を重視しながら、本人主体の介護を遂行する上で基礎的な知識・技術とそれを実践する際の考え方を身につけ、チームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供を行うことを目的とします。

2 実施主体 和歌山県

3 実施機関 和歌山県介護普及センター

4 受講対象者

県内の介護保険施設・事業者等が当該事業を行う事業所において、介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない者等

※令和3年度介護報酬改定により、無資格者への認知症介護基礎研修の受講が義務づけられています。既存の職員は令和3年度から3年間の経過措置、新たに採用した職員は採用後1年間の猶予期間が設けられています。いずれも、令和6年3月31日までは努力義務とされています。

5 研修方法

認知症介護研究・研修仙台センター（以下「仙台センター」という。）が管理するeラーニングシステムを使用して実施します。

※「eラーニング研修」とは、web上に掲載された講義動画や確認テスト等の学習コンテンツを受講者が視聴等して学習する仕組みです。パソコン、タブレット端末、スマートフォンで24時間いつでも受講可能です。

※「eラーニング研修」を受講するには、以下の条件を全て満たしている必要があります。

【必要環境】HTML5対応ブラウザ及びJavaScriptが有効になっていること。

【対応端末】上記環境を満たしたパソコン・各種タブレット・スマートフォン

【対応ブラウザ】Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari（いずれも最新版）

6 受講申込の流れ

(1) 各事業所の受講申込担当者は、以下の手順に沿って、事業所コード発行手続きを行ってください。

ア. <https://kiso-elearning.jp/>より、「eラーニングはここから」に進み、「事業所登録フォーム」から発行手続きを行ってください。

イ. 仙台センターより後日、本システムを通じ、「事業所コード」が登録されたE-mailに発行・送信されます。（発行に数日かかる場合があります）

ウ. 発行された「事業所コード」を当該事業所の受講希望者へ配布・通知してください。

※一つの事業所につき、一つの「事業所コード」の利用となります。

※「事業所コード」に有効期限はありませんので、大切に保管してください。

(2) 受講希望者は上記サイトより受講申込を行ってください。

※一つのメールアドレスにて複数人が登録することはできません。また、事業所登録で使用した代表メールアドレスは使用できません。必ず自身のみが利用できるメールアドレスをご利用ください。

(3) 「仙台センター」より登録されたE-mailに申込通知と受講IDが送信されます。

また「和歌山県介護普及センター」から別途、受講料支払い方法が送信されますので、メ

ールの案内に従って受講料の振込手続きをしてください。

※「仙台センター」と「和歌山県介護普及センター」の2カ所から連絡が入りますので注意してください。

- (4) 受講料の入金が確認された後、「和歌山県介護普及センター」において受講許可を行い、「仙台センター」より登録されたE-mailに「受講許可のお知らせ」が送信されますので、研修を開始してください。

※受講許可は各回の申込受付期日後に行いますので、受講料振込から受講許可のお知らせが届くまでに数日かかる場合があります。

7 受講申込受付期日

受講料の入金確認及び受講許可の手続の関係により、申込受付期日を年12回定めるものとし、下記のとおりです。

	申 込 受 付 期 日			
第 1 回	令和5年	4月	26日	(水)
第 2 回	令和5年	5月	31日	(水)
第 3 回	令和5年	6月	28日	(水)
第 4 回	令和5年	7月	26日	(水)
第 5 回	令和5年	8月	30日	(水)
第 6 回	令和5年	9月	27日	(水)
第 7 回	令和5年	10月	25日	(水)
第 8 回	令和5年	11月	29日	(水)
第 9 回	令和5年	12月	27日	(水)
第 10 回	令和6年	1月	31日	(水)
第 11 回	令和6年	2月	28日	(水)
第 12 回	令和6年	3月	13日	(水)

8 受講料 1,000円

9 修了証書

全ての講座を受講し、確認テストを終了した場合、システム上から修了証書を発行できます。

10 その他

受講申込方法等の詳細については、認知症介護基礎研修 eラーニング用ホームページ及び受講者用マニュアルを参照してください。

ホームページ <https://kiso-elearning.jp/>

マニュアル https://dcnet.marutto.biz/e-learning/pdf/user_manual.pdf

11 問い合わせ先

和歌山県介護普及センター
〒646-0012 田辺市神島台 6-1
特別養護老人ホーム真寿苑内
TEL 0739-22-6589 FAX 0739-22-6569

和歌山県長寿社会課長寿社会班
〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1
TEL 073-441-2521 FAX 073-441-2523